

(一般質問の方式)

第13条 本会議における一般質問(市の一般事務について、議長の許可を得て行う質問をいう。次項において同じ。)は、一問一答の方式により行うことができる。

2 市長等は、一問一答の方式で行う一般質問に対し、議長の許可を得て、趣旨確認を反問することができる。

【解説】

- ・ 一般質問は、全ての質問を一括して行い、市長等がまとめて答弁を行う総括質問総括答弁方式と、質問通告した項目ごとに質問と答弁を行う項目別質問項目別答弁方式、項目をさらに分割して一問一答方式で質問と答弁を繰り返す一問一答方式があります。市民には、一問一答の方式が分かりやすいと言われていますが、現状、大和市議会の本会議場は一問一答の方式で行う環境整備ができていません。一般質問を一問一答の方式で行うことができることを明記しました。(委員会における質疑は一問一答の方式で行っています。)
- ・ 一般質問においては、市長等から議員に質問することや、議員から求められていない答弁や発言をすることは、原則としてできませんでした。一問一答の方式で行う一般質問に対して、市長等が、議長の許可のもとに、議員に趣旨確認の発言を反問することができることを明記しました。